

平成十五年五月二十一日提出
質問 第八一号

高濃度アルコール含有燃料に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

高濃度アルコール含有燃料に関する質問主意書

高濃度アルコール含有燃料については、政府は「この燃料を使用することに伴う車両火災等の事故が発生している」という認識の下に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」の一部改正を提案した。

このことに関連して、次のとおり質問する。

一 品確法の提案理由によれば「この燃料を使用することに伴う車両火災等の事故が発生したとされるが、その内の「火災事故」について、それが複数の場合はそれぞれについて、次の事項を明らかにされたか。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 車両の状況（車種、年式、その他）
- (4) 高濃度アルコール燃料の状況（品名、アルコールの含有（混合）率、その他）
- (5) 運転者の状況（年齢、性別、運転歴、その他）

(6) 火災事故の状況

(7) 火災事故発生メカニズム

(8) 以上について検証した機関の名称、所在地、機関の概要

(9) その他参考となる事項

二 以上の火災事故を防止するにあたっては、当該高濃度アルコール燃料を使用した場合、それぞれの車両についてどのような措置がとられる必要があるのか。また、それに要する費用は、それぞれどの程度と見込まれるのか。

三 以上の火災事故を防止するにあたっては、車両について措置をとらない場合には、高濃度アルコール含有（混合）率をどの程度に引き下げる必要があるのか。

四 今日、我が国で一般に流通している高濃度アルコール燃料について、それが複数の場合はそれぞれについて、次の事項を明らかにされたい。

(1) 品名、販売会社名

(2) 小売価格（リッター当り）の状況

- (3) 販売店舗（スタンド）数
- (4) 年間売上量、売上高
- (5) アルコールの含有（混合）率
- (6) アルコールの原料
- (7) アルコールの生産地
- (8) 高濃度アルコール含有燃料の生産地
- (9) その他参考となる事項

右質問する。